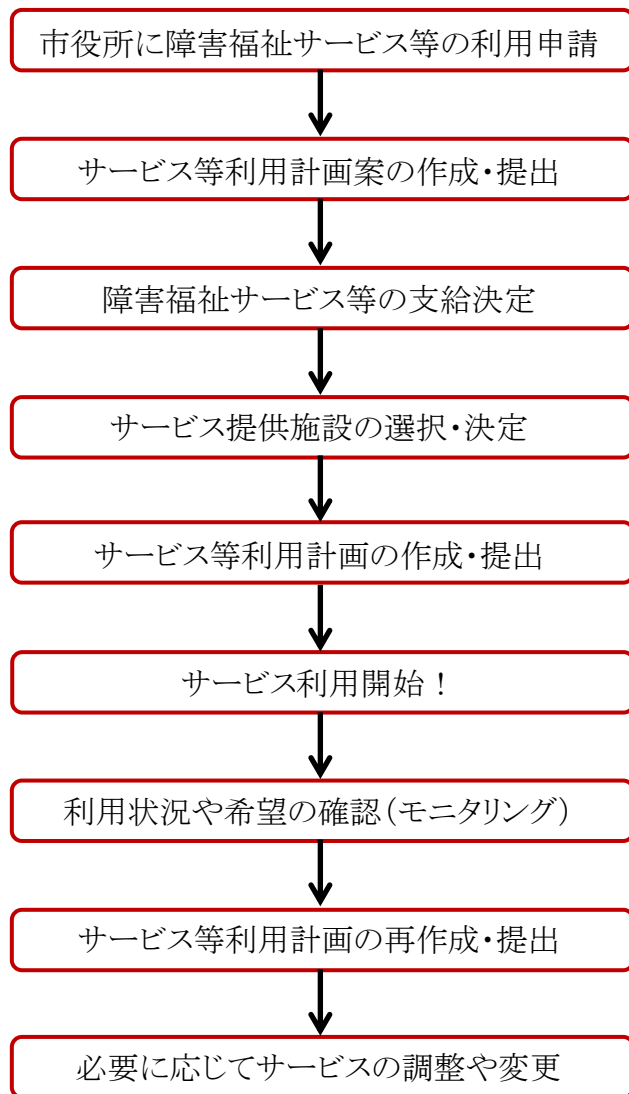


申請から支給・モニタリングまでの流れ



事業所案内

<連絡先>
TEL 080-7945-2553

<アクセス>
〒189-0013
東村山市栄町2-40-5
メゾン・シャオリン103
久米川駅(南口)徒歩7分

〒189-0013
東村山市栄町2-9-32
晃正プラザ303
久米川駅(南口)徒歩2分



指定特定相談支援事業所
指定障害児相談支援事業所

相談支援センター こだま



社会福祉法人 小さい共同体

計画相談支援事業とは

障害のある児童、障害のある方やご家族から生活などについて、お困りのことをご相談いただき、ご本人が地域生活をより良く送れるように一緒に考え、安心して暮らせるようにサポートします。

自己決定・自己選択するための情報提供、手続きやサービスの活用方法を一緒に考えていきます。

秘密は厳守いたします！

(利用できる方)

東村山市および近隣市区町村内に居住する障害のある児童、障害のある方が対象です。障害者手帳の有無は問いません。相談は無料です。まずはお気軽にお問い合わせください

訪問等に出掛けている場合がありますので、事前に電話でご予約をお願いします。



サービス内容

サービス利用支援(始めて利用される方)

(1)障害福祉サービス支給決定前
お話を伺い、様々なサービスの紹介と、サービスの利用に伴う手続きをご案内します。ご希望を反映したサービス等の利用計画案を作成して市役所に提出します。

(2)障害福祉サービス支給決定後
ご希望のサービス提供施設・事業所について、一緒に連絡調整・見学・利用申込みなどを行います。サービス等利用計画を作成し、市役所に提出します。

継続サービス利用支援(継続して利用される方)

障害福祉サービスのモニタリング期間(利用状況や希望の確認期限)ごとに、サービスの利用状況やご希望を確認し、モニタリング報告書を作成し、市役所に提出します。必要に応じてサービスの調整や変更をします。受給期間の更新時にはサービス等利用計画を再作成し、市役所に提出します。

その他の支援

日常生活や福祉サービスの利用等に関する相談支援
「部屋の掃除が難しい…ヘルパーさんを利用してみようかな？」など、日常生活等のことについて一緒に考えます。

障害や病状の理解等に関する相談支援

「発作があるのだけど…生活リズムが関係あるのかな？」など、障害・病状等について一緒に考えます。

家族関係、人間関係等に関する相談支援

家族や仕事仲間といつも喧嘩ばかり…どうすれば仲良くできるかな？」など、ご家族や人間関係等について一緒に考えます。

社会参加や余暇活動等に関する相談支援

「企業で働きたい」「趣味を楽しみたい」など、より充実した社会参加や余暇活動等について一緒に考えます。

権利擁護に関する相談支援

虐待防止および虐待の早期発見対処のため、関係機関との連絡調整を行います。また、ご本人の人権や生活を守るために成年後見人制度の紹介を行います。

■開所時間

月曜日 ～ 金曜日
午前9時 ～ 午後5時
土・日・祝日は休み